

飯塚市農業振興事業補助金等交付要綱(平成24年飯塚市告示第42号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月25日

飯塚市長 武井政一

飯塚市農業振興事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
補助金等の名称	補助対象者	補助対象経費	補助金等の名称	補助対象者	補助対象経費
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
博多和牛ブランド強化対策事業費補助金	福岡県畜産振興総合対策事業費補助金交付要綱(平成18年4月3日付け18畜第3号)第3条に規定する者	福岡県畜産振興総合対策事業費補助金交付要綱別表に規定する経費	博多和牛ブランド強化対策事業費補助金	福岡県畜産振興総合対策事業費補助金交付要綱(平成18年4月3日付け18畜第3号)第3条に規定する者	福岡県畜産振興総合対策事業費補助金交付要綱別表に規定する経費
<u>強い農業構造確立推進事業費補助金</u>	<u>福岡県農業振興対策事業費補助金交付要綱(平成18年4月1日付け18農振第560号)別表に規定する者</u>	<u>福岡県農業振興対策事業費補助金交付要綱別表に規定する経費</u>			

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市農業振興事業補助金等交付要綱の規定は、令和7年11月1日から適用する。